



大木町の不燃ごみ処理負担金は妥当なのか？

問

答

負担金等特別委員会では是正を求めていく方針

問

大木町が八女西部一部事務組合で処理している燃えないごみの量は、平成26年度は年間約2.3トン、平成4年には年間781トンだった燃えないごみの量に比べると二十数年で約700トン以上減らしている。これは町民一人一人の協力と理解があつてのことだと考える。その2トトラック約1台分の燃えないごみの処理と八女西部リサイクルプラザにおける資源ごみの処理負担金に2000万円近い金額を負担するのは妥当なのか？

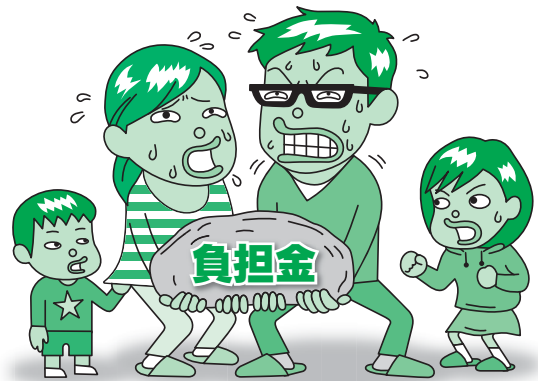
環境課長

不燃ごみ及び資源ごみ処理は八女西部一部事務組合で共同処理を行っている。中でも不燃ごみの処理単価が大きく、担当課長会において、不燃ごみの負担方法の見直しについての協議が続けられてきたが、結論が出ず、現在



町長

八女西部議会において負担金問題等特別委員会が設置され協議が行なわれている。



負担金の見直しに関しては、八女東部地区の八女西部広域事務組合加入を機に、平成24年10月に負担金見直しに関する覚書が、構成市町の首長間で交わされた。可燃ごみと不燃ごみの処理量の比率と負担比率があまりにも乖離したものとなっていることから、実態を踏まえ負担金の見直しをすべきだということとを主張し、負担金問題特別委員会が動き始めた状況である。議員ご指摘のように

年間2.3トンの不燃ごみの処理に大きな負担を強いられ、おり、改善を求めて行きたい。

問

負担金の見直しは実現できない場合、改正地方自治法に基づき、久留米市のように事前通告により一部事務組合から脱退し、町独自にごみを処理する方向性も考えられるのではないかと。また、大木町の世界にも誇れる地域循環システムを他の市町村にアピールし、ごみを減らすよう促すことが大事なのではないか。このシステムは、株式会社大木町という企業で例えると看板商品である。そのメイド・イン大木町の看板商品をもっとアピールし、こちらから世界に売り込むという積極的な姿勢も必要だと考える。

八女西部議会負担金問題等特別委員会における議論が進まず、負担金の見直しが合意を得られないようであれば、大木町の利益を考え、後押しをしたいと考えて、質問させていただいた。

町長

一部事務組合は、地方自治法に基づき、複数の市町が参加してごみ処理などを行う共同事業体である。ごみ処理だけではなく、消防など、小さな市町だけでは運営出来ない事務事業を、複数の市町が共同で行なっている。今後のまちづくりにとって、他の自治体と連携をしていくことは欠かせないのではないかとと思う。ただ、八女西部一部事務組合の不燃ごみの負担金、余りにも実態と乖離をしているというのが非常に大きな問題であるので、その点については是正を求めて頑張っていきたいと思っている。

意見

今回の一般質問にて、後押しができることを心から願う。是非とも町民の利益、大木町の利益のために頑張っていたいただきたい。

